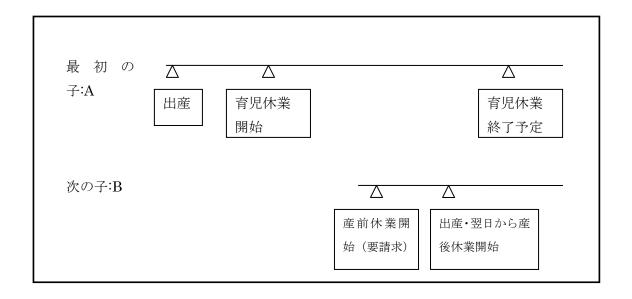
子の育児休業期間中に、次の子の産前の休業が始まる場合の社会保険料の免除



- 1.母親が、次に生まれる子 (B)の産前休業の請求をしない場合
 - · Bの産前休業は開始しない
 - ・ Bの出産日までAの育児休業は継続するので、社会保険料(健康保険料と厚生年金保) はBの出産まで免除される。(Bを出産した日に、Aの育児休業は終了。)
- 2.母親が、次に生まれる子 (B)の産前休業の請求をした場合
 - · Bの産前休業が開始。
 - ・ 最初の子(A)の育児休業は終了。<u>健康保険料と厚生年金保険料の免除も終了</u>。(育児休業が終了した日の翌日が属する月の前月分まで保険料は免除されます。なお、Bの産前・産後の休業期間中は社会保険料は免除されません。)
 - ・ 事業主経由で育児休業等取得者終了届を社会保険庁に提出。

いずれの場合もBの出産に伴う、出産手当金は支給されます。

どうも、1の方がお得なようですね。